

鳥取県保育士等修学資金貸付制度の手引き

(鳥取短期大学幼児教育保育学科 令和4年4月入学生向け)

- この制度は、経済的理由で修学が困難な方が保育士又は幼稚園教諭を目指すためのものです。
- 鳥取短期大学幼児教育保育学科を卒業後、保育士又は幼稚園教諭として県内の保育施設等で一定年数勤務することによって、修学資金の返還が免除されます。
- ただし、退学等や返還の免除条件を満たさなくなった場合は貸付けを受けた修学資金を一括又は毎月多額の金額を返還することになりますので、ご注意ください。

令和3年7月
鳥取県子育て・人財局子育て王国課



1 目的

この修学資金は、鳥取短期大学幼児教育保育学科（以下「鳥取短大」という。）において保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の資格に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において、保育士等として働こうとされている方で、経済的理由により修学が困難な方に対して必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、修学を支援するとともに、県内の保育士等の確保及び質の向上を図ることを目的としています。

2 制度の概要

(1) 修学資金の借受者（修学生）の資格

- 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 ア 県内の高等学校を卒業する者（その者に準ずる者を含む。）であること。
 イ 入学する日の前年度の4月1日から引き続き保護者が県内に住所を有していること。
- 鳥取短大に入学しようとする者であること。
- 将来県内において保育士又は幼稚園教諭として働く意思があること。
- 経済的理由により鳥取短大への進学が困難であると認められること。
- 県から他の修学支援を目的とする資金の貸与又は給付を受けていないこと。

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、保護者が上記イの要件を充足している場合、又は入学日の前年度の4月1日から本人が県内在住の場合に修学資金の対象となります。

※ 令和2年度から始まった高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化：授業料・入学金の免除、日本学生支援機構給付型奨学金）及び鳥取県社会福祉協議会が貸付する保育士修学資金貸付については、併給できません。

※ 日本学生支援機構貸与型奨学金や鳥取短大の奨学金など、鳥取県及び鳥取県教育委員会以外の団体が運営する奨学金制度については、併給することができます。

(2) 修学資金の種類と要件

区 分	貸付の要件																
奨学金	<p>①、②の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>① 所得が高等教育の修学支援新制度（以下「高等教育無償化」という。）の第Ⅰ区分または第Ⅱ区分に該当しない世帯※であること。 ※ 所得について「市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)」が25,600円未満の世帯は貸付できません。</p> <p>② 以下のア～ウのいずれかに該当すること。 ア 所得が次の基準額に達しない世帯であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>世帯の総所得金額</th> <th>世帯人員</th> <th>世帯の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,706千円</td> <td>4人</td> <td>4,221千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>3,215千円</td> <td>5人</td> <td>4,724千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>3,718千円</td> <td>6人</td> <td>5,227千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯の総所得金額は、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族全員の総所得金額です。 ※ 総所得金額は、給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は総収入から必要経費を控除した額をいいます。 ※ 世帯人員7人以上の場合は、1人増ごとに503千円を加えます。</p> <p>イ その他、特別な事情により家計が困窮していると認められ、特に貸付けの必要があると認められる者であること。</p> <p>ウ 所得が日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の要件を満たすこと。（ア、イの者で募集人数に達しない場合に貸付けします）</p>	世帯人員	世帯の総所得金額	世帯人員	世帯の総所得金額	1人	1,706千円	4人	4,221千円	2人	3,215千円	5人	4,724千円	3人	3,718千円	6人	5,227千円
	世帯人員	世帯の総所得金額	世帯人員	世帯の総所得金額													
1人	1,706千円	4人	4,221千円														
2人	3,215千円	5人	4,724千円														
3人	3,718千円	6人	5,227千円														
入学支援資金	○ 奨学金の要件に該当していること。																

※ 所得・課税の状況は、証明できる直近の情報により判断します。

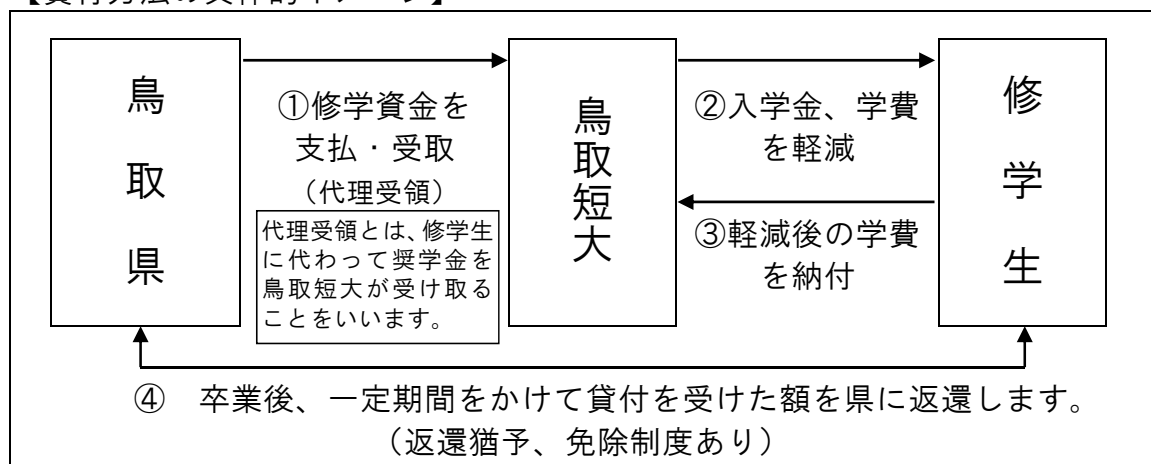
(3) 修学資金の額等

区 分		内 容	
種 類	奨学金	学費の支払いを支援することを目的に貸し付ける資金	72万円（月額3万円相当）
	入学支援資金	入学金の支払いを支援することを目的に貸し付ける資金	24万円（入学金相当額） （奨学金の対象全員に貸付）
合 計		奨学金該当者： 96万円（72万+24万）	
貸付期間		鳥取短大への入学手続きを行った日の属する月から鳥取短大を卒業する日の属する月まで。ただし、奨学金は24月分を限度とします。	
貸付方法		修学生が、本来であれば鳥取短大に納めるべき入学金及び学費を軽減する方法で貸し付けます。	
貸付利率		無利子	
連帯保証人		1名（修学生が未成年者である場合には保護者等、成年者である場合には父母、配偶者等です。）	
募集人員		25名以内	

※ 奨学金の金額は、2年間の合計額です。

※ 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいいます。

【貸付方法の具体的イメージ】



【鳥取短大の授業料等の額】

	納付時期	納付額
1年生	入学手続	24万円
	4月	28万円
	6月	22万円
	10月	22万円
	12月	22万円
2年生	4月	28万円
	6月	22万円
	10月	22万円
	12月	22万円
合計		212万円

【軽減される額】

貸付けを受ける額です

納付時期	軽減額
入学手続	24万円
4月	9万円
6月	9万円
10月	9万円
12月	9万円
4月	9万円
6月	9万円
10月	9万円
12月	9万円
合計	96万円

【修学生が鳥取短大に納める額】

軽減後の額

納付時期	納付額
入学手続	0万円
4月	19万円
6月	13万円
10月	13万円
12月	13万円
4月	19万円
6月	13万円
10月	13万円
12月	13万円
合計	116万円

※この額に諸経費は含みません。

(4) 修学生の決定

知事は、鳥取短大の入学試験が開始される前に、修学生の内定または候補者登録を行います。修学生が入学試験合格後、入学手続終了後に修学生を決定します。
(令和4年4月入学の場合)

	鳥取県	鳥取短期大学	修学資金を申請する者
令和3年8月下旬まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請書審査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修学資金内定通知 候補者登録通知※</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修学資金の貸付申請</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通知受領</div>
9月～令和4年3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">判定結果の受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">推薦選考、試験選考、 AO方式選考</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修学生候補者選考 (合格した候補者から 修学生を選考)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">出願</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合格 ※ 入学金納付不要であることを併せて通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">不合格 ※ 内定通知・候補者登録通知は失効</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修学生リストの受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入学手続の確認</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合格者は入学手続 ※ 入学金の納付はしない ※ 入学手続をとらない場合、内定通知・候補者登録通知は失効(貸付は行われない)</div>
3月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修学資金決定通知</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通知受領</div>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入学支援資金の返還請求</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入学手続後、 入学しなかった者</div>

※ 内定者の範囲

所得が2(2)②ア及びイに該当する世帯。入学手続ののち修学生として決定します。

※ 候補者登録の範囲

所得が、2(2)②ウに該当する世帯。内定者が募集人数に達しない場合、鳥取短期大学により候補者を選定するため、必ず修学生として決定するものではありません。

(5) 貸付けの終了

知事は、貸付期間が終了したとき、貸付けを打ち切ったときは、修学生に対してその旨を通知します。

(6) 貸付けの打ち切り及び休止

修学生が次の事由に該当することとなったときは、修学生の貸付けは打ち切り、又は休止となります。

【貸付けを打ち切る場合】

- (1) 鳥取短大に在学しないことになったとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 高等教育無償化の対象となったとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

【貸付けを休止する場合】

修学生の休学期間（30日以上）又は停学期間

(7) 修学資金の返還

修学生は、次の事由に該当することとなったときは、次の方法で修学資金を県に返還しなければなりません。（期日までに返還できない場合は延滞金が発生します。）

【返還が必要な場合】

①	入学手続き後、入学しなかった場合、又は貸付けを打ち切られた場合
②	鳥取短大を卒業してから1年以内に保育士の登録を受けなかったとき、又は幼稚園教諭の免許を取得しなかったとき
③	保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得してから6年以内に通算3年以上、県内の保育所等で勤務する見込みがなくなったとき。

【返還の方法】

	区 分	返還期限	返還方法
①	入学手続き後、入学しなかった場合	1ヶ月以内	一括返済
②	貸付けを打ち切られた場合	借りた期間に相当する期間	月賦均等払
③	借りた修学資金の額が96万円	4年以内	
④	借りた修学資金の額が96万円未満	2年以内	

【返還事例】

1学年から奨学金月額3万円の貸付けを受ける学生が2学年時の11月に退学した場合

返還総額：84万円

(内訳：入学支援金24万円、奨学金月額3万円×20ヶ月)

1月あたりの返還額：4万2千円（貸付けを受ける期間で返還する）

※一括での返還も可能です。

(8) 返還債務の履行猶予

修学生が、(7)により修学資金を返還しなければならなくなった場合でも、災害、疾病、出産育児、介護休業等の事由が生じた場合には、返還債務の履行猶予を受けることができます。

(9) 借用証書の提出

修学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、その旨の通知を受けてから2週間以内に借用証書を知事に提出しなければなりません。

3 返還債務の免除制度の概要

修学生は、次の事由のいずれかに該当することとなったときは、返還債務の免除の対象になります。

免除の条件に該当した場合には、その旨の報告をしていただく必要があります。

免除の条件		免除の範囲
① 鳥取短大を卒業してから1年以内（※1）に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭免許を取得し、6年以内（※2）に通算3年以上、県内の保育所等で保育士等の資格を活かして勤務したとき。		債務の全部
勤務の雇用形態	正規・非正規を問いません。	
3年の算定方法	連続した勤務である必要はありませんが、非正規の場合は、月10日以上勤務を行う雇用契約になっていることが必要です。（3年は月単位で計算します。）	
1年の期間に含まない期間(※1)	災害、疾病、産前産後期間、子どもが3歳に達するまでの期間等	
6年の期間に含まない期間(※2)	災害、疾病、専攻科への進学、大学への編入学、退職後の産前産後期間・子どもが3歳に達するまでの期間等	
休業制度の取り扱い	産前産後休業、育児休業、介護休業等、各種休業期間は、3年間の業務従事期間に含めます。	
② ①に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。		債務の全部
③ ②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため業務に従事することができなくなったとき。		債務の全部又は一部

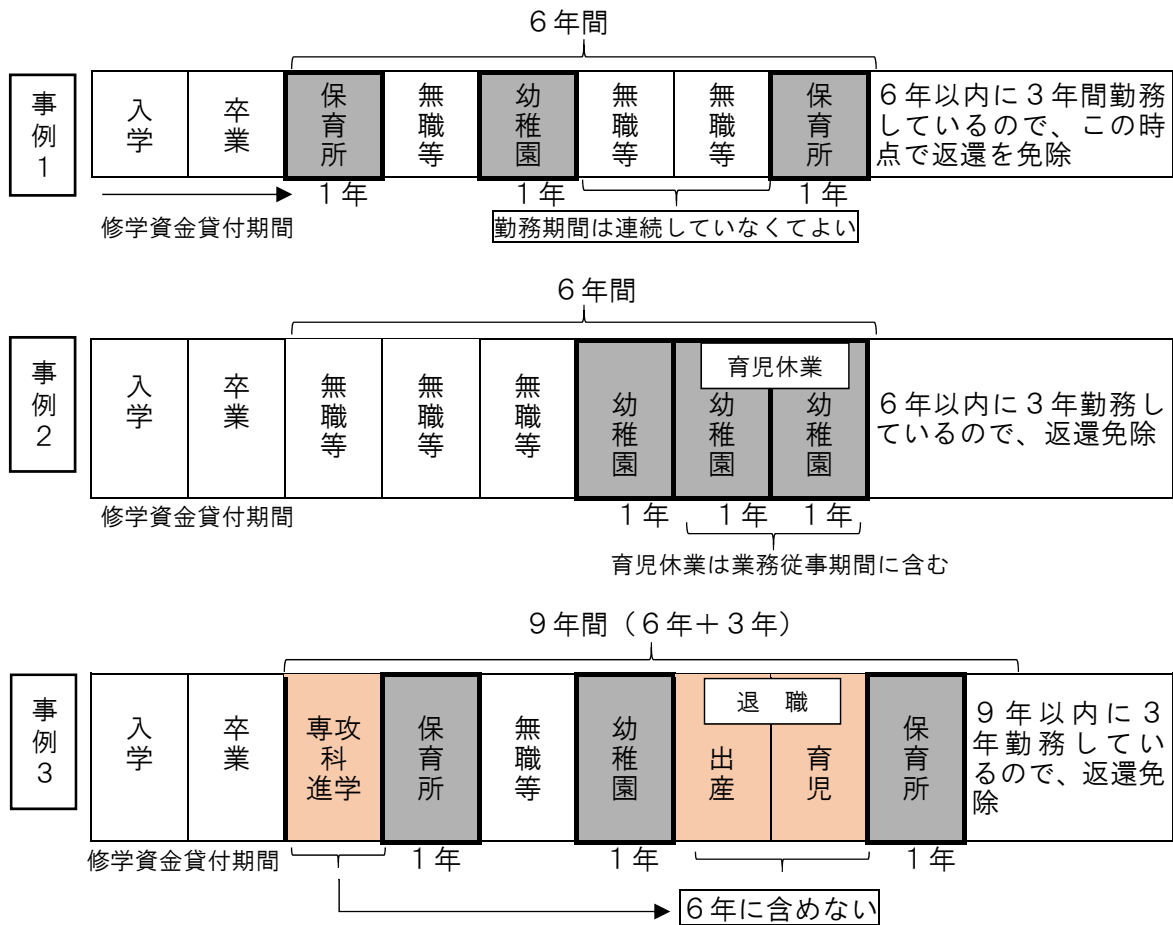
【免除対象となる勤務先】

返還債務の免除を受けることができる勤務先に該当する施設は、次の表のとおりです。

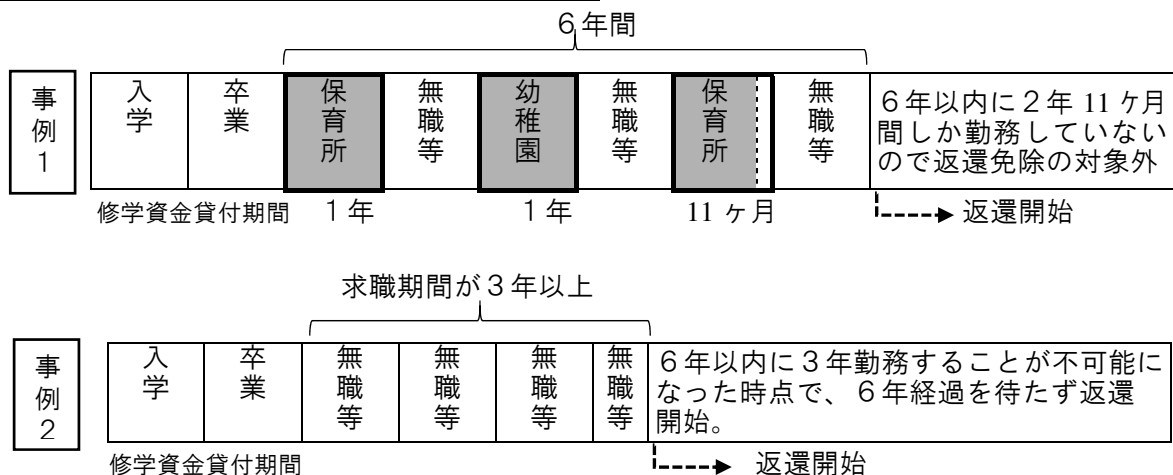
区分	所在地	施設区分	該当
児童福祉施設	県内	乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	○
学校		幼稚園	○
認定こども園		認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）	○
その他		届出保育施設、地域型保育事業所（小規模保育等）、事業所内保育施設、一時預かり事業者、へき地保育所、病児・病後児施設、放課後児童健全育成事業、指定放課後等デイサービス事業者、指定児童発達支援事業者、自立援助ホーム、児童一時保護施設、指定保育士養成施設等	○
行政		市町村保育担当課（保育所等に関する行政を所管する課であれば課名を問わない。）	○
	県内	上記に属さない施設	×
	県外	全ての施設	×

【免除制度の具体的なイメージ】

(1) 返還債務の免除が受けられる事例



(2) 返還債務の免除が受けられない事例



4 申請方法（令和4年4月入学生）

区分	内容
申請受付時期	令和3年7月1日（木）から8月6日（金） （当日消印有効）まで ※ 規定人数に達しなかった場合には追加募集を行う予定です。
申請書提出先	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県子育て・人財局子育て王国課
募集の告知	県ホームページ、鳥取短期大学事務局を通じて告知します。
提出書類	<p>①修学資金貸付申請書（様式第1号）【全員】</p> <p>②誓約書（様式第2号）【全員】</p> <p>③代理受領承諾書（様式第3号）【全員】</p> <p>④個人情報の提供同意書（実施要綱様式第1号）【全員】</p> <p>⑤高校の卒業（見込）証明書又はこれと同等であると証する書類【全員】</p> <p>⑥世帯全員の所得・課税証明書（令和2年分）【全員】 ※ 所得の有無にかかわらず、保護者、本人、兄弟姉妹等、 <u>世帯全員分が必要</u> ※ 所得と市町村民税の課税状況がわかるもの</p> <p>⑦証明書（実施要綱様式第3号）又は高等学校無償化の制度を併給しない旨の誓約書（実施要綱様式第4号）【全員】 ・高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）を申請していない者・・・証明書（実施要綱様式第3号）を提出すること （※在籍校の校長による証明が必要） ・高等学校の修学支援新制度（高等教育無償化）を申請している者・・・高等学校無償化の制度の併給しない旨の誓約書（実施要綱様式第4号）を提出すること</p> <p>⑧県内高校の卒業（見込）者でない場合【該当者のみ】 本人及び保護者の住民票の写し（マイナンバーの記載不要）</p> <p>⑨疾病、障がい等に関する書類で、著しく生活が困窮状態にあることを証明する書類【該当者のみ】</p>

【問い合わせ先】

郵便番号 680-8570 鳥取市東町1-220
 鳥取県庁 子育て・人財局 子育て王国課
 電話：0857-26-7150
 ファクシミリ：0857-26-7863
 メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

各修学資金制度の概要

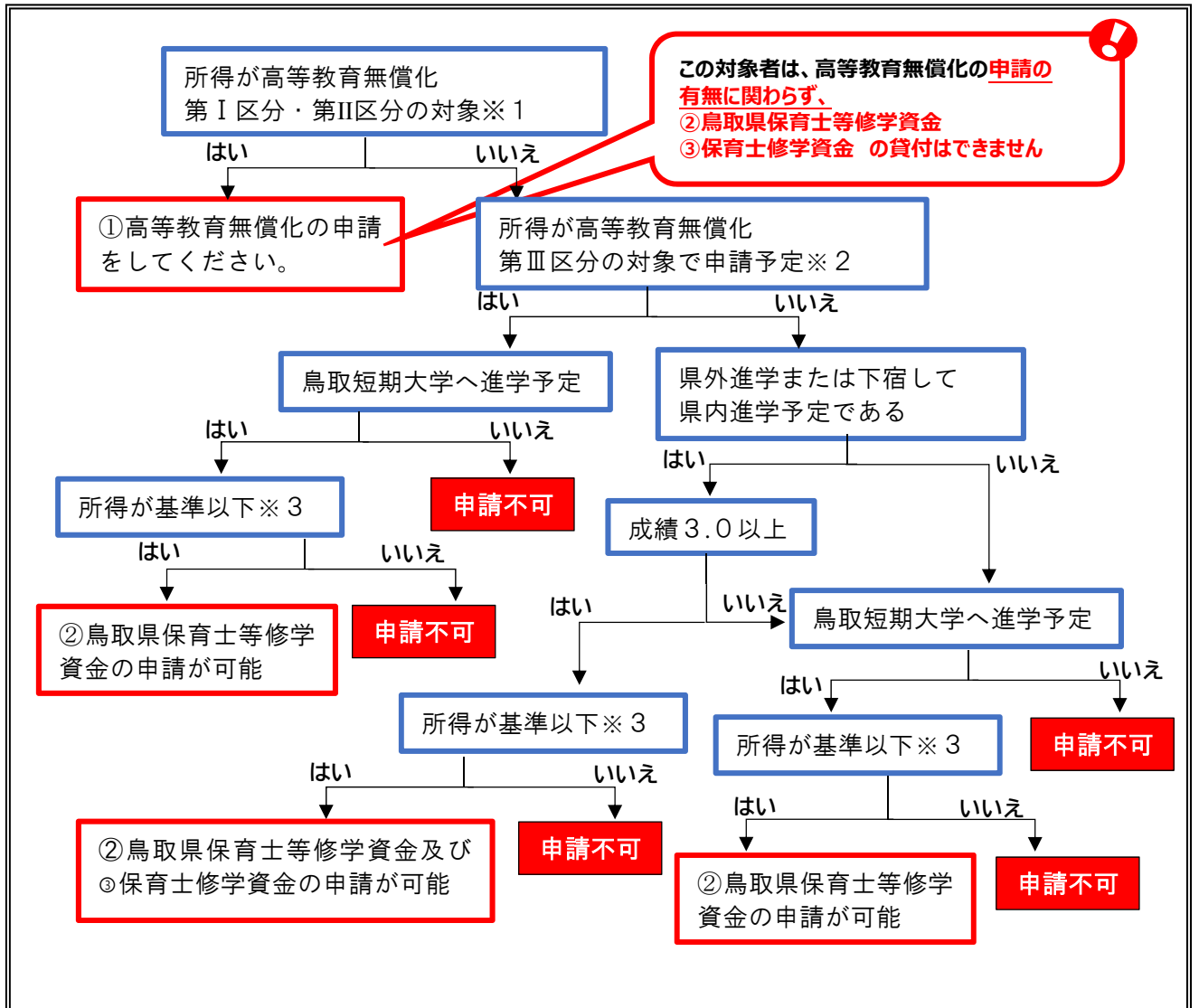
	① 高等教育の修学支援新制度 (高等教育無償化)	② 鳥取県保育士等 修学資金 (鳥取短期大学のみ)	③ 保育士修学資金貸付 (全ての保育士養成 施設を対象)
申請先	日本学生支援機構	鳥取県	鳥取県社会福祉協議会 (提出先：鳥取県)
給付総額(①) 貸付総額(②③) (2年間)	最大 330 万円程度 (私立短大・下宿生の 場合)	96 万円 (月額 3 万×24 月+入学支 援金 24 万円)	160 万円 (月額 5 万×24 月+入学準備 金 20 万+就職準備金 20 万)
貸付要件	所得要件	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村民税非課税世帯及びそれに準じる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高等教育無償化の第Ⅰ区分または第Ⅱ区分に該当しないこと ◇ 所得が日本学生支援機構無利子奨学金の所得上限以下であること
	成績要件	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 申請時までの高校における評定平均値が 3.5 以上、または高校の面談等で学修意欲があると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高校における第 2 学年時の評定平均値が 3.0 以上であること
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 鳥取短期大学に入学しようとする者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 鳥取県内の養成施設入学者においては自宅外生であること。
募集人員	制限なし	25 人	10 人程度
返還免除の要件	<p>給付のため返還不要</p> <p>※ 大学等での成績や所得状況の変化により支援が打ち切りされる場合があります。</p>	<p>卒業後 1 年以内に保育士登録または幼稚園教諭免許を取得し、鳥取県内の保育施設等で 6 年間のうち、3 年間勤務した場合</p>	<p>卒業後、1 年以内に保育士登録をし、鳥取県内の保育施設等で5 年間勤務(過疎地域は 3 年間)した場合</p> <p>※<u>幼稚園教諭として勤務する場合は返還免除になりません。</u></p>
返還が必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 退学・停学(無期限または 3 カ月以上のものに限る)の懲戒処分を受けた場合 ◇ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 退学した場合 ◇ 卒業後、1 年以内に保育士及び幼稚園教諭免許のいずれも取得できなかった場合 ◇ 卒業後、県内の保育施設等で 6 年間のうち 3 年以上勤務しなかった場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 退学した場合 ◇ 卒業後、1 年以内に保育士資格を取得できなかった場合 ◇ 卒業後、鳥取県内の保育施設等で 5 年間(過疎地域は 3 年間)勤務しなかった場合など
①との併願の可否	—	可	不可

※ いずれの制度も、併給することはできません。

※ 貸付要件を満たす場合は、「②鳥取県保育士等修学資金」と「③保育士修学資金貸付」の併願は可能です。ただし、「③保育士修学資金貸付」の貸付決定が優先され、決定後は「②鳥取県保育士等修学資金」への変更はできません。

※ 貸付要件、返還免除の要件がそれぞれ異なりますので、よく確認して申し込んでください。

フローチャート
(申請可能な制度をご確認ください)



- ※1 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）のうち、第Ⅰ区分・第Ⅱ区分の対象は学生本人とその生計を一にする家族の所得の合計額が、以下の算式により 25,600 円未満となる世帯です。
市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）
- ※2 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）のうち第Ⅲ区分の対象は、学生本人とその生計を一にする家族の所得の合計額が、上の算式の結果が 25,600 円以上 51,300 円未満となる世帯です。
- ※3 申請可能な所得の上限は、日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の所得上限までとなります。

高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）、日本学生支援機構第一種（無利子）奨学金の対象となるかは、日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」を参考にしてください。

進学資金シミュレーター



日本学生支援機構 HP 進学資金シミュレーター <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

修学資金制度に係る Q&A

【申請手続】

- Q1 鳥取県保育士等修学資金と、鳥取県社会福祉協議会が運営する「保育士修学資金貸付」は、併願可能ですか？
- A1 鳥取短大への進学予定者は、下宿生に限り併願可能です。併願の場合は「保育士修学資金貸付」を優先して貸付決定します（併給はできません）。
- Q2 申請書に添付する所得・課税証明書は、いつの所得に関するものですか？
- A2 申請時に証明を受けることができる最も直近の所得が対象となります。
- Q3 奨学金の要件に記載されている「その他、特別な事情により家計が困窮していると認められ、特に減免の必要がある」ことを証明するため、どのような書類が必要ですか？
- A3 申請時の必要書類と併せて、所得条件を満たさないが修学資金の貸付けを希望する具体的な事情を A4 用紙 2 枚程度にまとめて提出してください。所得状況等を総合的に勘案して修学資金の貸付けの可否を決定します。

【修学生の人数】

- Q4 受給要件を満たしている場合には必ず修学資金の貸付けを受けることはできますか。
- A4 25名が上限ですので、選考の結果、修学資金の貸付けの対象とならないことがあります。

【修学資金の貸付方法】

- Q5 修学資金は、鳥取短期大学の学費を軽減する形で貸付けられることになっていますが、鳥取短期大学を経由せず、県から直接受領することはできませんか？
- A5 修学資金を確実に学費に充当していただくため、このような形式で貸し付けることにしています。県から直接修学生に支払う予定はありません。

【返還債務の免除】

- Q6 パートタイム保育士でも、返還債務の免除の対象となりますか？
- A6 保育士資格を活かして働いていると評価できるので、フルタイムの雇用形態でなくても、月 10 日以上雇用契約であれば対象となります。
- Q7 保育所に雇用されているが、4月から6月まで自宅待機を命じられた。この期間は勤務していることになりますか？
- A7 雇用が継続しているのであれば、勤務期間は継続していることとなります。（雇用が継続しているかどうかは雇用契約書で判断します。）

鳥取県保育士等修学資金貸付申請に係る書類について
(提出書類チェックシート)

区 分		チェック欄
全 員 が 提 出	修学資金貸付申請書（様式第1号）	
	誓約書（様式第2号）	
	代理受領承諾書（様式第3号）	
	個人情報の提供同意書（実施要綱様式第1号）	
	高校の卒業（見込）証明書又はこれと同等であると証する書類 ※ 取得については、卒業（見込）の高校にお問い合わせください。	
	証明書（実施要綱様式第3号）又は高等教育無償化の制度を併給しない旨の誓約書（実施要綱様式第4号）	
	世帯全員の所得課税証明書（令和2年分） ※ 取得については、居住市町村にお問い合わせください。	
所得の有無に関わらず世帯全員分の所得課税状況が記載されている ※所得の有無にかかわらず、生計を一にする 世帯全員分 （保護者、本人、兄弟姉妹等）が必要です。		
該 当 者 の み 提 出	県外高校の卒業（見込）者である場合	本人及び保護者の住民票の写し （マイナンバーの記載不要）
	特別な事情により家計が困窮している場合	左記の状況を記載した申立書 （任意様式）

区 分		チェック欄
全 員	9ページのフローチャートで申請可能であることを確認した	

様式第1号（第6条関係）

修学資金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

1 奨学金

月額3万円

2 入学支援資金

24万円

上記の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
申請者との関係

㊟

様式第2号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
氏 名 ④

修学生になった上は、鳥取県保育士等修学資金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後、鳥取県の幼児教育・保育に貢献することを誓います。

様式第3号（第6条関係）

代理受領承諾書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
氏 名

印

鳥取短期大学が私の代わりに鳥取県保育士等修学資金を受け取ることについて同意します。

実施要綱様式第1号（第5条関係）

個人情報の提供同意書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
氏 名

⑩

私は、修学生の内定または候補者登録に当たり、鳥取短期大学が私の代わりに受領する修学資金を入学金に充当するため、私の住所、氏名及び出身高等学校名が鳥取短期大学に通知されることについて同意します。

証 明 書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

学校名

校長名

㊟

本校に在籍する下記の申請者は、高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の対象として推薦しないことを証明します。

記

住 所

氏 名

実施要綱様式第4号（第5条関係）

高等教育無償化の制度を併給しない旨の誓約書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
氏 名 ⑩

私は、修学生の内定または候補者登録となった場合、高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）を受給するための進学届を大学等に提出しないことを誓います。

上記の誓約に同意します。

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩